九	一〇、一一六トン
一〇	八八九トン
一一	七、六二七トン
一二	二三、〇〇七トン
一三	一、六四五、五五七トン
一四	四一二、六八六トン
一四の二	一八〇、四四四トン
一五	三〇トン
一六	二、九四七トン
一七	三〇、五二〇トン
一八	三、七五〇トン
一九	四八〇トン
二〇	九〇トン
二一	八、八四〇トン
二二	二四二トン
二三	六八〇トン
二四	一一トン
二五	〇トン
二六	八二九トン
二七	二、七八〇トン
二八	〇トン
二九	一四五トン

○財務省告示第二百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万五千二百七十四トン

二　冷凍牛肉　六万八千百六十九トン

○財務省告示第二百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十九万二千七十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　十九万二千百九トン

○財務省告示第二百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年八月一日

○国税庁告示第二十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第六項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

国税庁長官　川北　力

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人礎の石孤児院	東京都品川区西五反田一丁目一四番一号	北野　直人	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで

特定非営利活動法人たんぽぽの会	東京都目黒区碑文谷四丁目三番一二号メイサウンド碑文谷一〇二	倉橋由紀子	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで
特定非営利活動法人猫達の幸せを守る会	千葉県安房郡鋸南町下佐久間二六五四番地一	小林　幸子	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで
特定非営利活動法人富士山クラブ	山梨県南都留郡富士河口湖町西湖二八七〇番地	奥島　孝康	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで
特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	東京都千代田区大手町二丁目六番四号	林　恵子	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで
特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダーＪＡＰＡＮ	東京都目黒区下目黒一丁目七番五号二〇三号室	松島　彰雄	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで
特定非営利活動法人ベトナム簿記普及推進協議会	東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館十九階税理士法人山田アンドパートナーズ内	大武健一郎	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで
特定非営利活動法人まちぽっと	東京都新宿区歌舞伎町二丁目一九番一三号ＡＳＫビル五〇一号	佐々木貴子	平成二十三年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで

二　別表特定非営利活動法人アジア日本相互交流センターの項中「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十八年七月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人シャプラニール市民による海外協力の会の項中「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十八年七月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構の項中「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十八年七月三十一日」に改める。

○国税庁告示第二十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第六項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人インド福祉村協会の項中「愛知県豊橋市野依町字山中一九番地の一二」を「愛知県豊橋市平川南町七三」に改め、「山本　孝之」を「三木　隆治」に改め、同表特定非営利活動法人子どもの村福岡の項中「福岡県福岡市中央区赤坂二丁目三の一」を「福岡県福岡市中央区今川二丁目一四―三サンビル三Ｆ」に改め、同表特定非営利活動法人数理の翼の項中「東京都港区西新橋一丁目四番一二号長尾ビル四階」を「東京都港区西新橋一丁目二番九号日比谷セントラルビル十四階」に改め、同表特定非営利活動法人ソムニードの項中「岐阜県高山市花里町一丁目二六番地二五号」を「岐阜県高山市千島町九〇〇番地一」に改め、同表特定非営利活動法人ハートフル福祉募金の項中「宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番一号」を「宮城県仙台市太白区郡山八丁目二番二八号」に改める。